

I

景観計画の策定にあたって

序章 景観計画の目的及び
位置づけ

序章 景観計画の目的及び位置づけ

1 景観計画の目的

本市は古くに門前町として栄え、近代においては、鉄道を基盤として住宅地開発が進み、古市古墳群*、葛井寺*や辛國神社*、道明寺*・道明寺天満宮*等の神社仏閣、東高野街道*や長尾街道*等の旧街道などの歴史文化をはじめ、水とみどりの骨格を形成している金剛・生駒山系*や大和川・石川の水辺空間などの自然環境に恵まれ、大阪市の近郊住宅都市として発展してきました。

こうしたなか、平成22年11月に本市及び羽曳野市、堺市と取り組んでいる「百舌鳥・古市古墳群*」が世界遺産暫定一覧表*¹へ記載されたことにより、今後、世界文化遺産*登録に向けて、古市古墳群の包括的保存管理計画や古墳群の緩衝地帯*²(バッファゾーン)を含めた立体的な景観保全や環境整備等が特に重要な課題となっています。

国においては、平成16年に「景観法*(平成16年6月18日法律第110号)」を制定し、「良好な景観は国民共通の資産である」という基本理念のもとに、景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置づけています。

「藤井寺市景観計画*」は、「景観法」に基づいて策定する計画であり、第1章の「景観形成の基本理念、基本方針」に基づき、景観上重要な区域を定めるとともに、今後、古市古墳群が世界文化遺産に登録されるよう、文化性の高い住宅都市にふさわしい良好な景観づくりを市民、事業者等及び行政が協働*で進めしていくことを目的としています。

なお、本景観計画の用語の定義については、特記なき場合は、景観条例*³及び施行規則に基づくものとします。

2 景観計画の位置づけ

藤井寺市景観計画は景観法に基づく計画であり、本市の良好な景観を保全・創出するための計画としての役割を担っています。

一方、景観に関して、まちづくり全体の方向性を示す藤井寺市総合計画*(平成18年3月策定)では、藤井寺市らしい景観整備の促進や、藤井寺市都市計画マスターplan*(平成21年3月策定)では、歴史的文化遺産と調和した総合的な景観づくりの推進などを位置づけています。さらに、緑の基本計画*(平成11年3月策定)では、環境、レクリエーション、景観、防災の観点から緑地*の保全・緑化の総合的かつ計画的な推進などを位置づけています。

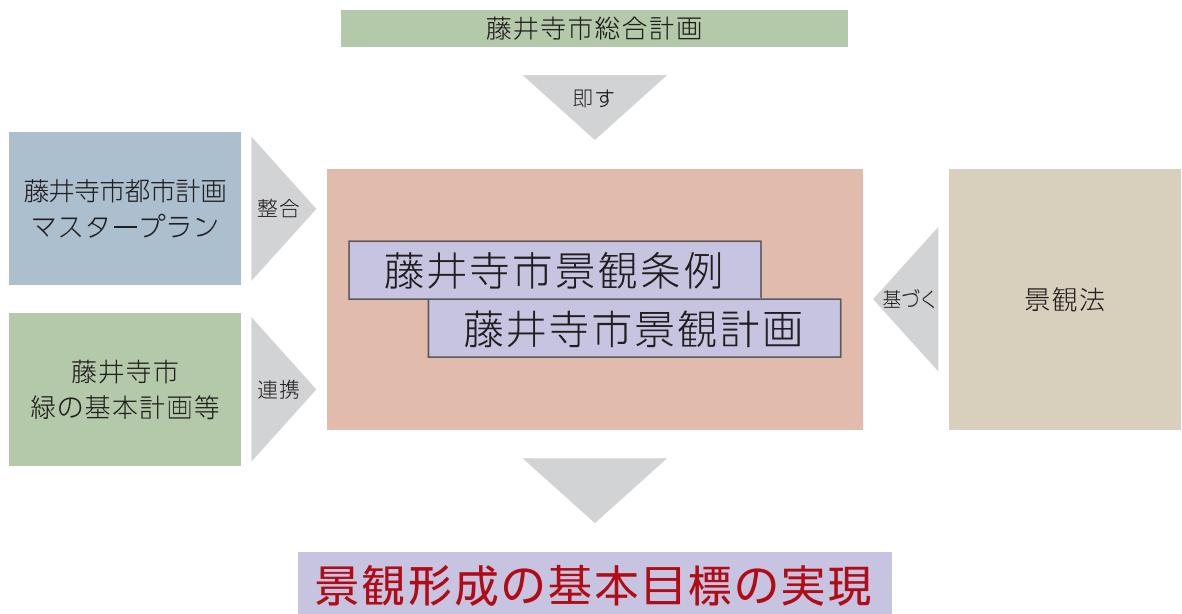
本市の景観計画の策定に当たっては、上位計画である藤井寺市総合計画に即するとともに、関連計画である都市計画マスターplan、緑の基本計画との整合や連携を図りつつ策定し、景観形成の基本目標を実現していくものです。

*¹ 世界遺産には文化遺産、自然遺産、複合遺産の3種類があり、有形の不動産が対象となっている。世界遺産は毎年7月ごろに開かれるユネスコの世界遺産委員会で登録される。その前段階として、登録をめざす遺産を暫定リストに載せる必要がある。

*² 資産の効果的な保護を目的として、資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。

*³ 景観法が委ねる委任事項等を定める。

藤井寺市景観計画の位置づけ



景観に関する上位計画・関連計画の概要

第四次藤井寺市総合計画(平成18年3月策定)

■基本計画

第5章 個性が光るまち

第2節 個性を活かす都市景観の保全・再生と創出

基本方針

市内に点在する寺社・古墳などの歴史的資源については、景観法に基づく景観計画により保全し、既成市街地については、景観法や都市計画法等を一体的に検討し、総合的な施策による再生を図ります。大規模な土地が利用される地域には、良好な景観を創出します。また、市内の各駅とも乗降客の減少を食い止め、駅周辺が賑わいと活力を取り戻すよう、市民と事業者と行政が共通の意識をもつための協議会等を活用し、ソフト面を中心とした駅前整備を目指します。

主要施策とその概要

▼藤井寺らしい景観整備の促進

歴史的景観や住宅景観なども含めて、本市らしい都市景観についての考え方や方向性を定めた基本計画を策定し、同計画に基づく事業を推進するとともに、計画内容の周知を通して、都市景観に関する市民の理解と協力を広めていきます。

▼無電柱化の推進

良好な景観の形成と歩行者・自転車の安全を確保するため、主要な生活道路沿いの無電柱化について検討を進めます。

▼シンボル地区の整備

本市の都市景観形成の拠点となる地区をシンボル地区として位置づけ、都市景観に留意した整備を進めます。また、藤井寺球場跡地においては、新たな教育文化施設の建設が計画されており、これらの施設周辺地区を一体とし、駅前周辺の良好な活用を図ります。

藤井寺市都市計画マスタープラン(平成21年3月策定)

第1章 全体構想

4. 都市づくりの方針

(8) 都市景観の形成の方針

1) 都市景観の形成の基本的考え方

多くの歴史的文化遺産と調和した総合的な景観づくりを推進するため、景観法の活用を視野に入れつつ、古市古墳群等の歴史的景観の保全、河川景観の保全・創出、良好な都市景観の創出など、藤井寺らしい個性と魅力のある景観の形成に努めています。

2) 都市景観の形成の方針

ア. 景観計画の策定

- ・藤井寺らしい景観を創造していくため、市民の理解を得ながら、景観法に基づく景観計画の策定を検討します。

イ. 歴史的景観の保全

- ・古市古墳群の文化的景観の維持・向上を図るため、関連自治体との連携を図りつつ、バッファゾーンを含めて古墳群と調和した景観の形成とともに眺望景観の確保に努めます。
- ・旧街道筋の歴史的景観を保全するため、東高野街道、長尾街道等の歴史的まちなみの保全・修景に努めます。
- ・由緒ある社寺及び周辺の歴史的景観を保全するため、葛井寺、道明寺、道明寺天満宮、辛國神社等と周辺を一体とした景観の誘導に努めます。

ウ. 河川景観の保全・創出

- ・府営石川河川公園の親水性あふれる水辺空間の確保に努めるとともに、大水川散策公園や落堀川散策公園については、親しみのある水辺環境の維持・向上を図るため、地域住民と協力しつつ、散策道の維持・管理の充実や河川美化に取り組みます。
- ・水環境を活かしたまちづくりを推進するため、水路やため池の水質の向上に努めます。

エ. 住宅地景観の維持・向上

- ・戸建て住宅地の良好なまちなみの維持・向上を図るため、まちなみの統一や緑豊かな景観の誘導に努めます。

オ. 商業地景観の形成

- ・藤井寺駅周辺では、葛井寺・辛國神社等の地域資源を活かしつつ、駅北側と南側を一体として、南河内の商業核にふさわしい個性と魅力ある景観の創出を図るとともに、土師ノ里駅、道明寺駅周辺では活気とうるおいのある商業空間を形成するため、景観に配慮した公共施設の整備をはじめ、建築物の意匠・形態や屋外広告物等の規制・誘導に努めます。

カ. 工業地景観の形成

- ・市北西部の工業地では、住工が共存した良好な地区環境の形成を図るため、緑豊かな景観の誘導に努めます。

キ. 沿道景観の形成

- ・藤井寺インターチェンジと結節する都市計画道路堺大和高田線の交差点周辺では、広域交通の玄関口にふさわしいまちなみを形成するため、建築物の形態・意匠や屋外広告物の規制・誘導、道路景観の向上に努めます。
- ・主要幹線道路においては、秩序ある美しい道路環境を形成するため、沿道のまちなみと調和した道路付帯施設のデザイン化や道路標識の集約化等を促進するとともに、沿道建築物の形態・意匠や屋外広告物等の規制・誘導に努めます。
- ・市の中央部を東西に通る都市計画道路堺大和高田線については、鉄道駅を結ぶ連携軸として快適な親しみのある空間を確保するため、緑豊かでゆとりある道路景観の形成に努めます。

ク. 主要公共施設景観の形成

- ・主要な公共施設については、先導的な景観形成の役割を果たすため、景観に配慮した施設の充実に努めます。
- ・市役所及び市民総合会館周辺では、行政・文化の中心にふさわしい地区環境を形成する

ため、水路等も活用しながら風格と潤いのある景観の創出に努めます。

ケ．市民参画の美しいまちづくりの推進

- ・美しいまちづくりを推進するため、「藤井寺市美しいまちづくりの推進条例」に基づき、市民、事業者等、及び行政の責務と連携のもとに、違反屋外広告物や放置自転車等の防止・撤去など身近な生活環境の美化に取り組みます。

藤井寺市緑の基本計画(平成 11 年 3 月策定)

2. 計画の基本方針

(4) 基本方針

2) 都市緑化の基本方針

■都市景観形成、郷土の風致保全形成のための緑化

- 新しい都市の緑の拠点や骨格づくりに係る緑化、都市の無秩序な拡大を防止する緑化
- その土地固有の歴史や自然等を含み郷土の風致を保全育成する緑化

3. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

(1) 緑地の整備目標

1) 施設緑地の配置方針

○住区基幹公園

現状の開設公園をベースとし、生活環境の快適性を高めることやコミュニティの場の確保を原則として、住区別の不足量に対して街区公園、近隣公園の確保を行うこととしました。

○特殊公園

藤井寺市の地域アイデンティティである古墳を活用して史跡公園として位置づけ現在開設されている城山古墳周濠花菖蒲園、カラ池親水公園の他に、下田・上田池親水公園、芦ヶ池を親水公園として新たに配置しました。

○都市緑地

公共施設での緑地空間、道路沿道での緑地空間等、居住環境の向上、防災上、景観上の観点から、アイセルシュラホールの緑地空間や青山緑地等を配置し、今後大井処理場の上部空間の活用が検討されることから新設緑地として位置づけました。また、都市緑地の一環として、藤井寺市の北部を流れる大和川、東部を流れる石川、市の中心部を南北に流れる大水川において、レクリエーション緑地、河川敷を活用した親水空間として活用を図ります。

○公共施設緑地

スポーツ・レクリエーション施設、1000m以上の児童遊園、比較的面積の大きい社寺等をその他の緑地として位置づけます。また、調整区域農地、小・中・高等学校のグラウンドについても公共施設緑地として位置づけています。

○民間施設緑地

公的な都市公園等の施設緑地を補完する緑地として、緑の将来像で示したまちの環境軸を構成する緑地に位置づけることとしました。基本的な考え方としては、現在の契約緑地の維持と市民緑地制度の活用を図るものとします。

2) 地域制緑地の配置方針

地域制緑地については、法によるもの協定によるもの条例等によるもの大きく 3 つに大別され、このうち本市については、法によるものとして生産緑地と条例等によるものを対象とします。

